**大東市養育費確保支援補助金のご案内**

養育費は、経済的・社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用で、生活に

必要な経費、学費、医療費などです。

子どもの生活を保障し、心の成長を支える養育費は、親としての義務であると同時に、

別れて暮らす親と子を結ぶ絆であり、親子である証になるものです。

大東市では、子どもの健全育成と親と子の豊かな人生を築くことを目的に養育費の確保

に必要な手続きに関する費用を補助します。

**公正証書等作成費用支援補助金**

養育費の取決めに関する公正証書の作成費用や家庭裁判所の調停又は裁判に係る費用を補助します。

**【対象者】**

補助金の交付を申込みする日において、本市内に居住するひとり親であって、次の要件を満たす方

１　養育費の取決めに係る債務名義を有している

※債務名義…養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、

審判書、判決書、和解調書等をいう。

２　養育費の取決めの対象となる２０歳未満の児童を現に扶養している

３　養育費の取決めに係る経費を負担している

４　過去に同一の児童を対象として、作成費用支援補助金を交付されていない

　**【対象経費】**（養育費に係る費用のみ）

１　公証人手数料令に定められた公証人手数料

２　家庭裁判所の調停申立てに要する収入印紙代

３　家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代

４　２及び３に要した戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

　**【補助金額】**

対象経費の合計額（上限額４０，０００円）

**【申請方法】**

大東市養育費確保支援補助金交付申込書兼請求書（様式第１号）に次のアからカまでの

書類を添えて、公正証書作成後６か月以内に提出

ア　申込者及び対象児童の戸籍謄本若しくは抄本

イ　児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療証の写し

ウ　世帯全員の住民票の写し

エ　補助対象経費の領収書等の写し

オ　養育費の取決めを交わした公正証書等（債務名義に限る。）の写し

カ　振込先口座がわかる通帳またはカード

****

**裏面に****保証料支援補助金の説明があります**

**保証料支援補助金**

養育費の継続した履行確保を図るために、保証会社と養育費保証契約を締結する際に本人

が負担した保証料を補助します。

**【対象者】**

補助金の交付を申込みする日において、本市内に居住するひとり親であって、次の要件を満たす方

１　養育費の取決めに係る債務名義を有している

※債務名義…養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾付公正証書、調停調書、

審判書、判決書、和解調書等をいう。

２　養育費の取決めの対象となる２０歳未満の児童を現に扶養している

３　保証会社と１年以上の養育費保証契約を締結している

４　過去に同一の児童を対象として、保証料支援補助金を交付されていない

**【対象経費】**

保証会社と養育費保証契約を締結する際に保証料として申込者が負担した費用

**【補助金額】**

対象経費の全額（上限額５０，０００円）

**【申請方法】**

大東市養育費確保支援補助金交付申込書兼請求書（様式第１号）に次のアからキまでの

書類を添えて、養育費保証契約締結後６か月以内に提出

ア　申込者及び対象児童の戸籍謄本若しくは抄本

イ　児童扶養手当証書又はひとり親家庭医療証の写し

ウ　世帯全員の住民票の写し

エ　補助対象経費の領収書等の写し

オ　養育費の取決めを交わした公正証書等（債務名義に限る。）の写し

カ　保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が１年以上のものに限る。）の写し

　　 キ　振込先口座がわかる通帳またはカード

※公正証書等作成費用支援補助金、保証料支援補助金は共に、令和5年4月1日以降に生じた経費に限ります。

　　【問い合わせ先】

大東市福祉・子ども部　こども家庭室　子ども支援グループ

住所　　：大東市谷川一丁目１番１号　大東市役所　西別館１階

電話　　：０７２―８７０―９６５５

ファクス：０７２―８７２―２１８９

Ｅ-mail ：kodomosien@city.daito.lg.jp